

1 指定管理者の募集の趣旨

平成15年9月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入されて以降、その導入目的である市民サービスの向上及び管理経費の縮減が図られています。

今般、広島市男女共同参画推進センターの指定期間が平成28年3月31日で終了することに伴い、引き続き指定管理者制度による公募を行うこととし、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名称 広島市男女共同参画推進センター（以下「男女共同参画推進センター」という。）
 (2) 所在地 広島市中区大手町五丁目6番9号
 (3) 建物全体概要

当該施設は、広島市職員会館、広島市営駐車場、広島中央警察署鷹野橋交番、独立行政法人都市再生機構フラワープラザ鷹野橋との合築です。

ア 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、12階建

イ 敷地面積 2,108.86㎡

- (4) 男女共同参画推進センター施設概要（施設平面図は説明会で配布します。）

ア 延床面積 2,569.59㎡（専用面積）、319.38㎡（共用面積）

イ 施設内容

階	室名	面積(㎡)
1階	玄関ホール	31.70
	エントランススペース（共用）	85.00
2階	フリースペース	65.00
	こども室 （うち乳児室）	96.24 20.27
	印刷作業室	45.50
	事務室（休憩室等を含む。）	152.22
	喫茶	65.00
	アトリエ	65.00
3階	音楽練習室1	55.25
	音楽練習室2	55.25
	フィットネスルーム	137.50
	男子更衣室	15.50
	女子更衣室	33.99
	和室	32.78

階	室名	面積(㎡)
4階	資料室	130.00
	会議室1	39.00
	研修室1	72.50
	生活実習室	97.50
	面接相談室	22.93
	相談待合室	14.92
	相談事務室	36.65
	交流コーナー	20.79
5階	会議室2	35.80
	研修室2	82.87
	研修室3	89.25
	研修室4	82.87
	ICT学習室	43.50

ウ 駐車場 なし

エ 開設日 平成24年4月1日

オ その他

男女共同参画推進センターは、広島市地域防災計画の中で、災害時に開設される避難場所の候補施設として選定されています。

3 指定期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とします。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 業務の範囲

ア 男女共同参画推進センターの事業の実施に関すること。

イ 男女共同参画推進センターの使用許可に関すること（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。

- ウ 男女共同参画推進センターへの入館の制限に関する事。
- エ 男女共同参画推進センターの特別設備の設置の許可に関する事。
- オ 男女共同参画推進センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- カ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、仕様書に定める「指定管理者の業務の範囲」を超えて次のような自主事業を実施することができます。

- ア 各種講座、講習会、講演会等
- イ 喫茶スペースの活用事業
- ウ 印刷サービス事業
- エ その他施設利用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

男女共同参画推進センターの利用促進を図るため、広島市が設定している数値目標を参考にし、たうえで、利用者数について独自の数値目標及び達成するための利用促進策を提案してください。

広島市の数値目標：利用者数	平成28年度	223,000人
	平成29年度	224,000人
	平成30年度	225,000人
	平成31年度	226,000人

(4) 留意事項

- ア 業務の内容の詳細は、「広島市男女共同参画推進センター 管理業務仕様書」を参照してください。
- イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は事前に広島市の承認を受けるとともに、当該業者から業務内容を報告させ、完了確認を行ってください。また、業務内容の報告及び完了確認の実施に伴う文書は、適切に保存し、広島市の求めに応じて提出してください。
- ウ 指定期間終了後の引継業務
指定期間が終了するにあたって、次期指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継ぐなど、次期指定管理者が円滑に指定管理業務を開始できるよう努めてください。

5 管理の基準

(1) 休館日

- ア 月曜日
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)。ただし、当該休日が月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。
- ウ 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで

(3) 入館の制限

次のア～エのいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができません。

- ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- エ その他管理運営上支障があると認められる者

(4) 使用の制限

次のア～エのいずれかに該当するときは、男女共同参画推進センターの施設及び附属設備の使用を許可しません。

- ア 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- イ 男女共同参画推進センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- ウ 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- エ その他管理運営上支障があるとき。

(5) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市男女共同参画推進センター条例、広島市男女共同参画推進センター条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

(6) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、使用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

男女共同参画推進センターでは、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制を採用しません。

したがって、施設の使用料はすべて広島市の歳入となります。広島市と指定管理者は、別途公金収納事務委託契約等を締結し、指定管理者は使用料の収納、広島市への納入を行います。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（4 年分）の上限額は、**2 億 4, 7 1 9 万 1 千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

なお、指定管理料の中に、広島市が目的外使用許可を行う自動販売機部分の清掃費は除きます。また、指定期間中の消費税率が引上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

積算額	内 訳
管理運営経費	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の person 費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）、事業費など

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払いとします。

なお、指定管理者の申し出により、指定管理料を概算払いとすることができます。

広島市から指定管理者への支払いは、毎月払いとします。

7 指定の取消等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を決めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市男女共同参画推進センター条例第 1 7 条第 2 項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

- (6) 別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当(役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。)することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません。(株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。)

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請書受付後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立して申請することができます。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者又はその申請内容は、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 市民の平等な男女共同参画推進センターの使用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、男女共同参画推進センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った男女共同参画推進センターの管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1者でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数(※1)を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点(平成27年6月1日)において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書(様式9。※2)を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告(月例報告)等により障害者の雇用状況を報告

していただきます。また、広島市は法定雇用障害者数への達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにおいて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(※1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいいます。

(※2)障害者雇用計画書は、その終期に法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

9 応募要領等の配布期間、説明会等

(1) スケジュール

ア	応募要領及び仕様書の配布	平成27年8月3日(月)から同年9月30日(水)まで
イ	説明会の開催	平成27年8月10日(月) 午後2時から
ウ	質問受付期間	平成27年8月11日(火)から同月24日(月)まで
エ	申請書受付期間	平成27年9月24日(木)から同月30日(水)まで
オ	収支計画書の開封日	平成27年10月1日(木)
カ	書類審査・面接審査	平成27年10月中旬から10月下旬
キ	審査結果の通知	平成27年11月上旬
ク	仮協定の締結	平成27年11月中旬
ケ	指定管理者の指定	平成27年12月下旬
コ	協定の締結	平成28年3月末

(2) 応募要領等の配布期間、場所等

応募要領等を次のとおり配布します。

配布期間：平成27年8月3日(月)から同年9月30日(水)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び8月6日を除く。

配布場所：市民局人権啓発部男女共同参画課(広島市役所本庁舎14階)

及び広島市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領等の説明会を次のとおり開催します。

開催日時：平成27年8月10日(月)午後2時から

開催場所：広島市役所14階第7会議室(広島市役所本庁舎14階)

内 容：「応募要領」及び「仕様書」の説明

※ 説明会当日は、「応募要領」及び「仕様書」を持参してください。

申込方法：平成27年8月7日(金)午前11時までに、別添の応募要領等説明会参加申込書(様式13)を持参、電子メール又はファクシミリで市民局人権啓発部男女共同参画課へ提出してください。

※ 持参の場合は、土、日、8月6日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(8月7日は午前11時まで)に限り受け付けます。電子メール又はファクシミリの場合は、送信後、担当者に電話連絡してください。

その他：① 説明会で別途配布する資料がありますので、応募を予定している団体は、説明会にできるだけ参加してください。参加できない団体には説明会開催以後、市民局人権啓発部男女共同参画課において資料を配布します。(説明は行いません。)

② 参加人数は各団体3名以内としてください

(4) 質問の受付

「応募要領」及び「仕様書」等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成27年8月11日(火)から同月24日(月)まで

受付方法：別添の申請関係質問票(様式12)により、市民局人権啓発部男女共同参画課に電話連絡の上、電子メール又はファクシミリで提出してください。

回答予定：平成27年9月4日(金)までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 指定申請書の受付

指定申請書を下記のとおり受け付けます。

提出場所：市民局人権啓発部男女共同参画課

提出方法：持参又は郵送（特定記録郵便等とし、下記期限までの必着とします。）

※ 電子メール、ファクシミリでの受付はしません。

受付期間

持参の場合：平成27年9月24日（木）から同月30日（水）午後5時15分まで

※ 土、日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。

郵送の場合：平成27年9月24日（木）から同月30日（水）午後5時まで

※ 郵送の場合は特定記録郵便等とし、9月30日（水）午後5時までの必着とします。

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙2）のとおり。

※ なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理経費に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日

平成27年10月1日（木） 午後2時から

(2) 開封場所

広島市役所本庁舎14階第1会議室

(3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します。（各申請者の提案額は発表しません。）また、申請者が1団体（ジョイント団体の場合、1グループ）のみであった場合も、同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請者につき1名とします。

12 その他留意事項

(1) 1団体（ジョイント団体の場合、1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

(2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 申請者が応募にあたって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。

(8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要の場合には、本市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。

(9) 提出した申請書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提

出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）したうえで、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者又は代理人を含む3名以内の出席をお願いします。
- オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合は、仮協定は締結しません。

- ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度別協定」で構成されます。
- イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - (イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（広島市男女共同参画推進センター指定管理者候補評価基準（別紙3））により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

- ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。
- イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかったことなどにより、指定されなかった場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 指定管理者の履行責任等

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

- ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、指定に基づく管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めます。

(2) 指定に基づく管理の継続が困難となった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき理由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、広島市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 上記ア又はイにより、指定管理者の指定を取り消された場合は、指定管理者は、広島市に生じた損害を賠償しなければなりません。

エ 不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰すことができない理由により指定に基づく管理が困難になった場合は、広島市と指定管理者は、指定に基づく管理の継続の可否について協議します。

オ 前記に規定するもののほか、指定に基づく管理の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

○ 問い合わせ先・書類提出先

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 永野、岡崎

電話 082(504)2108

ファクシミリ 082(504)2609

電子メール danjo@city.hiroshima.lg.jp

ホームページ <http://www.city.hiroshima.lg.jp/>